

～ 住宅の機能や性能を向上させる方に ～

# 宇都宮市住宅改修事業費補助金

令和7年度版



この補助金は、**持家や借家にお住まいの方や中古住宅を取得する方が**、安全・安心・快適な居住環境を創出していただくことを目的に、住宅の性能や機能を向上させる改修工事費用の一部を補助するものです。

申請に当たっては、**工事契約前に事前申込が必要**になります。また、**申請者や工事などの要件がありますので、本パンフレット・宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱をご覧ください。**

1	資格要件	1
2	工事の内容	2～3
3	補助金額 ～事例別～	4
4	補助金申請の流れ	5
5	補助金の申請方法	6
6	申請・請求に必要な書類	7
7	宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請	9
8	交付決定の取消・補助金の返還	9
9	よくあるご質問（FAQ）	10

## 【お問合せ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2735

E-mail u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

# 1 資格要件

○ 本補助金の交付を受けるためには、次の資格要件を**全て満たす**必要があります。

項目	内容
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>必須工事</b>（2ページ参照）又は必須工事と併せて行う<b>選択工事</b>（3ページ参照）であること。</li> <li>○ 事業者と契約して行う工事であること。</li> <li>○ <b>必須工事が税込み10万円以上</b>であること。</li> </ul>
申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市に住民登録があること。</li> <li>○ 住宅の所有者又は当該所有者の二親等以内の親族であること。</li> <li>○ 工事を実施した住宅の所在地に所有者又は当該所有者の二親等以内の親族の住民登録があること。</li> <li>○ 工事に要した費用を支払うものであること。</li> <li>○ 過去に同一の住宅について補助金の交付を受けていないこと（所有者が変わっていれば可）。</li> <li>○ 市税の滞納がないこと（申請者と住宅の所有者が異なる場合は、その所有者についても同様）。</li> <li>○ 自治会に加入<sup>※1</sup>していること。</li> <li>○ 世帯員全員が宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。</li> </ul>

※1 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。

（自治会の加入方法等についてのお問合せ先）

- ・ 宇都宮市自治会連合会事務局（市役所10階） 632-2289
- ・ みんなでまちづくり課（市役所10階） 632-2287

## 2 工事の内容

### (1) 必須工事

○ 次の1～8の工事で、1つ以上実施する必要があります。

区分	内容
1 断熱改修	○窓, 屋根, 外壁, 天井, 内壁又は床の断熱改修工事 ○次世代省エネ基準 (平成28年基準) を満たすことが必要です。
2 バリアフリー改修	○住宅内部や住宅と外部をつなぐ通路等への手すり設置, 段差解消, 通路面の滑り防止・円滑化等のための材料変更 ○引き戸等への扉の取替え ○和式から洋式への便器取換え, 洋式便器の向き・高さの変更
3 防犯性向上	○「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品 (CPマーク付き製品) を使用した工事 <div style="text-align: right;"> <small>スマートフォンで検索</small>  <small>CPマーク</small>    </div>
4 他の住宅改修補助制度を利用する工事	○他の住宅改修補助制度*2の対象となる工事 ○補助対象工事費として算定しません (4ページ工事例2～4参照)。
5 間取り変更 (多子世帯のみ)	○居室, 収納の増設など, 間取りを変更する工事 ○2人以上の子 (うち18歳未満のものが1人以上) と同居する世帯のみが対象です。
6 増設 (多世代同居のみ)	○台所, 浴室, トイレ又は玄関の増設工事で, 改修後にこれらのどれか2つ以上が複数 (既存のものを含む。) になる工事 ○世帯員の直系血族が2世代以上で同居する世帯のみが対象です。
7 太陽熱温水器設置	○「(一社) ベターリビング」による優良住宅部品の認定を受けた太陽熱温水器 (BLマーク付き製品) を新たに設置する工事 <div style="text-align: right;"> <small>スマートフォンで検索</small>  <small>BLマーク</small>     </div>
8 地域活用に向けた間取り改修	○住宅の一部を集会所, 子どもや高齢者の居場所等, 地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事

備考 必須工事に伴う既存の設備等の解体・運搬・処分についても、必須工事とします。

#### ※2 他の住宅改修補助制度

- ・ 木造住宅耐震改修補助金 (建築指導課)
- ・ 木造住宅耐震化効果促進補助金 (建築指導課)
- ・ 重度身体障がい者住宅改造費補助金 (障がい福祉課)
- ・ 高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金 (高齢福祉課)
- ・ 介護保険における居宅介護住宅改修費・居宅支援住宅改修費の支給 (高齢福祉課)

## (2) 選択工事

- 必須工事と併せて行うことにより、補助金の対象となる工事です。

	内 容	備 考
屋 外 工 事	屋根の改修（塗装, 葺き替え, 防水）	
	外壁の改修（塗装・張替え）	軒天井, 破風版, 漆喰部, 板金, 庇, 出窓等
	雨樋の修繕・架け替え	
	バルコニー・ベランダの設置, 修繕	
	基礎等の補強	
屋 内 工 事	既存住宅の増築, 改築, 減築工事	
	壁紙, 床の張替え, 畳の張替え, 天井等の内装	
	台所, 洗面所, 浴室, トイレ等の改修	レンジフード, ビルドインコンロの交換も可
	床組みの補修	
	建具, 開口部の改修	ドア, ふすま, 障子等の交換も可

備考 選択工事に伴う既存の設備等の解体・運搬・処分についても、選択工事とします。

## (3) 補助金の対象とならない工事

- 倉庫, 車庫に関するもの  
物置, カーポートの設置等
- 造園, 外構に関するもの  
樹木剪定, 植樹, 門, 塀, 生垣, フェンス, ウッドデッキの設置等
- 家具, 調度品, 家庭電気製品に関するもの  
テーブル, ソファ, テレビ, エアコン, 照明器具, 給湯器, 太陽光設備の設置等
- 電話, インターネット等の配線, アンテナの設置等に関するもの
- 浄化槽設備の設置に関するもの

### 3 補助金額 ～事例別～

補助対象経費（必須工事費（税込み）＋選択工事費（税込み））の10%相当額  
（千円未満切り捨て。上限10万円）

※必須：必須工事 選択：選択工事 対象外：補助金の対象外の経費  
算定しない：必須工事とみなが対象経費として算定しない工事

#### 工事例 1

- ① バリアフリー改修 20万円
- ② システムキッチン設置 90万円 を行う場合

補助対象経費：①20万円(必須) + ②90万円(選択) = 110万円  
補助金額 : 110万円×10% = 10万円

#### 工事例 2

- ① 木造住宅耐震改修補助金を利用する工事 120万円
- ② 外壁塗装 70万円 を行う場合

補助対象経費：①0円(必須・算定しない) + ②70万円(選択) = 70万円  
補助金額 : 70万円×10% = 7万円

#### 工事例 3

- ① 窓の断熱改修 5万円
- ② 高齢者にやさしい住環境整備事業補助金を利用する工事 30万円
- ③ トイレの改修 30万円 を行う場合

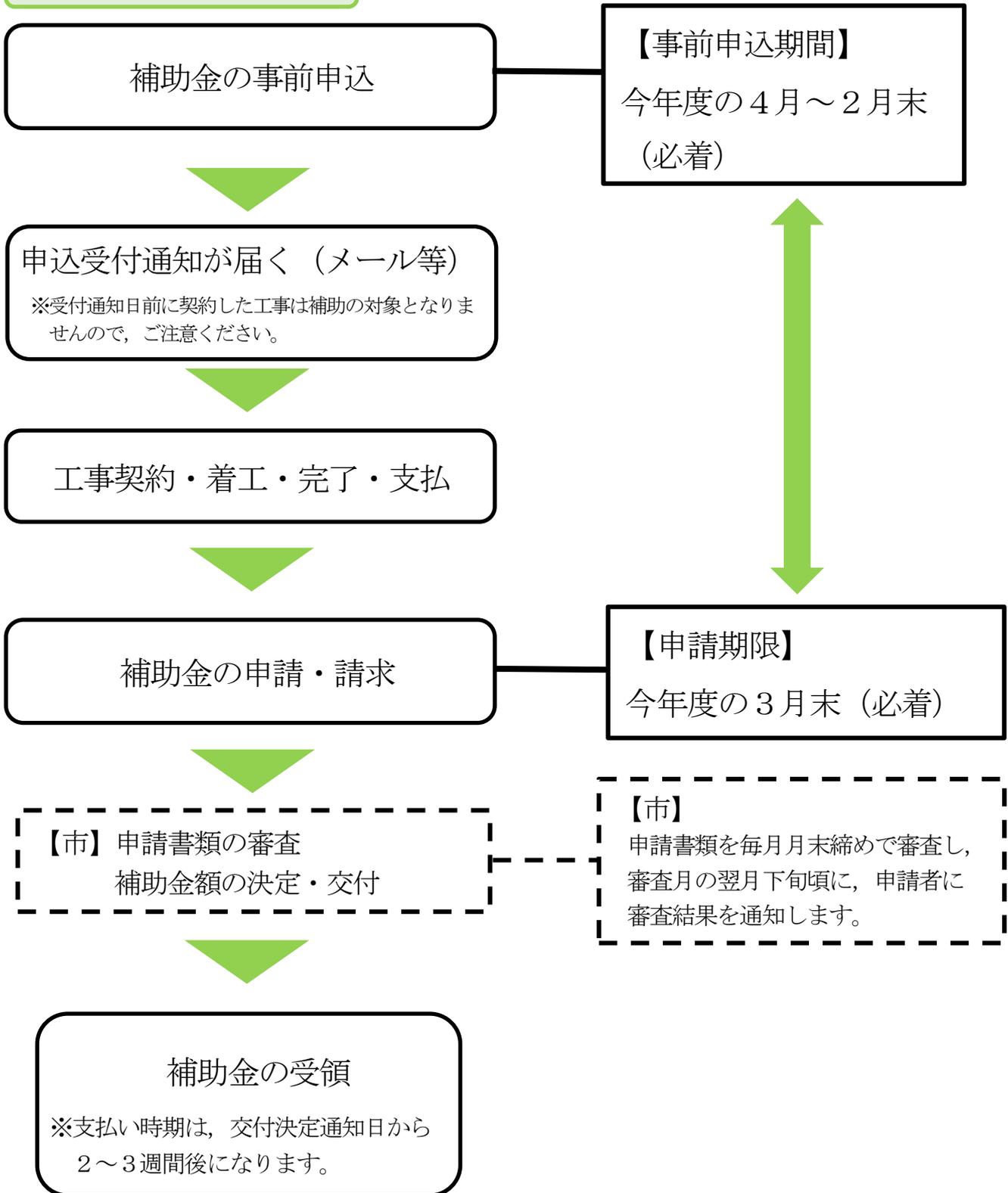
補助対象経費：①5万円(必須) + ②0円(必須・算定しない) + ③30万円(選択) = 35万円  
補助金額 : 35万円×10% = 3万5千円

#### 工事例 4

- ① 防犯シャッター 80万円
- ② 重度身体障がい者住宅改造費補助金を利用する工事 20万円
- ③ 給湯器の設置 40万円 を行う場合

補助対象経費：①80万円(必須) + ②0円(必須・算定しない) + ③0円(対象外) = 80万円  
補助金額 : 80万円×10% = 8万円

#### 4 補助金申請の流れ



## 5 補助金の申請方法

### 【申請に当たっての注意事項】

- 審査結果にかかわらず、申請書類は返却しません（申請書類は写しも可）。
- 書類を記入するときは、文字を消すことができる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は使用しないでください。
- 書類の訂正は、間違えた所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。**修正ペンや修正テープの使用はできません。**
- 審査の結果、追加で書類提出や資格要件の確認を求めることがあります。書類の連絡先の欄には、日中に連絡の取れる電話番号（他の世帯員の連絡先でも可）やメールアドレス（u1605@city.utsunomiya.tochigi.jpからのメールを受信できるように設定したもの）を記入してください。
- 予算の範囲内での補助となり、予算上限になり次第受付を終了します。

### (1) 補助金の事前申込

- ・ 「宇都宮市住宅改修事業費補助金事前申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し、市役所9階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システム（9ページ参照）により提出してください。
- ・ 事前申込の期限は、今年度の2月末日（必着）です。
- ・ 事前申込の受付の通知は、事前申込書に記載のメールアドレスあてに（メールアドレスがない場合は郵送により）お知らせします。
- ・ 事前申込の受付の通知をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、ご注意ください。工事完了後にご提出いただく交付申請書類の審査後に、補助金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
- ※ 事前申込時には資格要件（1ページ参照）を全て満たす必要はありませんが、補助金の申請・請求時には、資格要件を全て満たす必要があります。

### (2) 補助金の申請・請求

- ・ 申請・請求に必要な書類（7～8ページ参照）を全て揃えて、市役所9階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システムにより提出してください。
- ※ 書類の提出時点で、資格要件を全て満たしていることが必要です。
- ・ 工事を完了し、補助対象経費の支払を済ませた上で、今年度の3月末日まで（必着）に申請してください。
- ※ 期限を過ぎた申請は、補助の対象外となります。
- ・ 補助申請＝交付の決定ではありません。申請書類を毎月月末締めで審査し、交付又は不交付を決定した上で、書面により通知します。
- ・ 本補助金は所得税法上の課税対象となります。交付決定通知書は、確定申告に必要となりますので、大切に保管してください。

## 6 申請・請求に必要な書類

### (1) 共通書類（全ての申請者に必要な書類です。写しの提出可）

必要書類	内 容
① 交付申請書兼請求書 (様式第2号)	○申請者（1ページ参照）の名義で記入したもの
② 個人情報調査の同意書 (様式第3号)	○申請者と所有者が異なる場合は、所有者の記入も必要です。 ○多子世帯による間取り変更や多世代同居に伴う台所等の増設を行う場合は、同居する世帯員全員の記入が必要です。
③ 事業者と工事契約したことを確認できる書類	○施工業者との契約書・請書 ○事前申込受付通知日以後の契約であることが必要です。
④ 工事内容・経費内訳を確認できる書類	○補助対象経費の内容、金額の内訳が分かるもの ○必須工事の箇所が分かるようにマーカーを引くなどしたもの
⑤ 補助対象経費に係る領収書	○複数業者で工事を行うなど領収書が複数枚ある場合は、全て提出してください。
⑥ 必須工事箇所の施工前・施工後の写真	○カラー印刷したもの ○工事前後を比較できるように同一の場所から撮影したもの ○脱衣所と浴室の間の段差解消工事の場合は、浴室内部から撮影したもの
⑦ 住宅の所有状況を確認できる書類	○次のいずれかの書類（賃貸住宅の改修を行う場合は不要） ・今年度に通知された課税資産明細書 ・今年度の固定資産税課税台帳登録事項証明書 （市役所2階税制課、各市民センター・出張所窓口で発行） ・建物の不動産登記事項証明書 （宇都宮地方法務局で発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものも可）
⑧ 自治会加入宣誓書 (様式第4号)	○宮P A S Sの写しを貼り付けてください。 ○宮P A S Sは自治会長が配付しています。自治会長の連絡先を知りたい場合や自治会がない場合は、お問合せください（お問合せ先は1ページ下段参照）。

## (2) 追加書類（写しの提出可）

次のⅠ～Ⅳに該当する場合は、(1)の共通書類と併せて追加書類をご提出ください。

### Ⅰ 申請者と所有者が異なる場合

- ・ 申請者が所有者の二親等以内の親族であることを確認できる戸籍証明書等
- ・ ただし、同一世帯の場合は不要

### Ⅱ 多子世帯による間取り変更工事又は多世代同居に伴う増設工事を行う場合

- ・ 工事箇所を示す平面図
- ・ 子の2人目が胎児であるときは、母子手帳（発行年月日と経過を確認できるページ）

### Ⅲ 国の補助金（窓リノベ事業等）を併用している場合

- ・ 国補助金の交付決定通知書の写し
- ・ 写しがないときは、国の補助金額が分かる資料を作成・提出

### Ⅳ 賃貸住宅の居住者が申請する場合

- ・ 賃貸住宅の大家が署名又は記名・押印した住宅改修承諾書（様式5号）

## 7 宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請

- 宇都宮市電子申請共通システムから補助金の電子申請ができます。
- ご利用には、あらかじめ利用者の新規登録が必要です。

### 【宇都宮市電子申請共通システム】

市ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>  
「便利な機能」>「宇都宮市電子申請共通システム」

スマートフォンの場合はこちら 



- 手順1** 宇都宮市電子申請共通システムを開き、「申請できる手続き一覧」から「個人向け手続き」を選択
- 手順2** 手続き一覧の中から「宇都宮市住宅改修事業費補助金の事前申込」又は「令和7年度宇都宮市住宅改修事業費補助金」を選択
- 手順3** 申請情報を入力し、申請に必要な書類を電子データで添付

## 8 交付決定の取消・補助金の返還

- 次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消します。
  - ・ 宇都宮市補助金等交付規則や宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱に違反した場合
  - ・ 偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合
  - ・ 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- **上記事実が判明した場合は、補助金を速やかに返還していただきます。**

## 9 よくあるご質問 (FAQ)

	質問	回答
1	外壁塗装工事は対象となりますか？	外壁塗装のみでは補助の対象となりませんが、 <b>必須工事</b> と併せて行う外壁塗装は <b>補助対象</b> となります。
2	市役所で業者を紹介してくれますか？	市役所で業者の紹介はしていません。
3	事前申込・申請兼請求を業者が代理で行うことはできますか？	申請者の承諾の上、事前申込・申請兼請求を業者が代理することは可能です。ただし、 <b>宇都宮市電子申請共通システム</b> での <b>手続は申請者自らが行う場合に限り</b> ます。
4	事前申込・申請は地区市民センター・出張所でもできますか？	できません。事前申込・申請は本庁9階住宅政策課へ提出又は郵送、宇都宮市電子申請共通システムで手続してください。
5	補助金の申込をしたら直ぐに工事を着工できますか？	できません。 <b>市からメール等で届く申込受付通知の日以後に工事契約</b> してください。
6	今回の補助金額で上限の10万円に満たなかった場合は、再度、住宅改修工事を行ったとき、残りの補助金はもらえますか？	もらえません。所有者（賃貸住宅においては居住者）に変更がない限り、1つの住宅につき1回限りの補助となります。
7	補助の対象となる住宅は？	(1) 戸建て住宅 (2) 分譲マンションなどの集合住宅（所有権の専有部分が対象） (3) 併用住宅（店舗、事務所、住居が一体となった建物のうち居住部分のみが対象） (4) 賃貸住宅（大家の承諾がある場合のみ対象）
8	市外から転入する子のために、親が所有する住宅を、親が事業者と契約し改修する場合、補助金の申請ができますか？（親は当該住宅に居住する予定なし・住民登録なし）	工事を行う住宅の所有者の住民登録が当該住宅になくても市内にある場合は、所有者による申請ができます。所有者の住民登録が市外にある場合は、当該住宅に住民登録のある二親等以内の親族が申請してください。
9	現場確認はしますか。	提出書類で審査できない場合は、現場確認をする場合があります。また、 <b>写真については、必須工事の施工箇所ごとに必要</b> となります。
10	ホームセンターで購入した材料を使用して自分で工事をした場合、購入費は対象となりますか。	対象になりません。